

新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクター使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟県レジ袋削減県民運動（以下「県民運動」という。）マスコットキャラクター「エコニャン」（以下「キャラクター」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクター使用承認申請書（様式第1号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 県、市町村及びそれらの職員が業務に関し使用する場合
- (2) 県民運動に参加する事業者、団体及び県民が普及啓発のために使用する
場合
- (3) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用する場合
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (5) その他、知事が適当と認めた場合

2 何人も営利を目的せず、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内においてキャラクターを使用する場合は、自由に使用することができる。

(使用承認)

第3条 知事は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容について審査し、適当と認めるときには新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクター使用承認書（様式第2号）により通知するものとする。

2 知事は前項の規定によるキャラクターの使用を承認する場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

(使用の不承認)

第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用の承認をしないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用、又はそのおそれがあると認められる
場合
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められる場合

- (4) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認められる場合
 - (5) 県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められる場合
 - (6) その他知事が使用について不相当であると認めた場合
- 2 前項の規定によりキャラクターの使用を承認しない場合は新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクター使用不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（使用料）

第5条 使用料については徴収しない。

（使用上の遵守事項）

第6条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用に際しては次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 指示された色、形状等を正しく使用すること。
- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (3) 承認に係る物品等の完成見本を速やかに知事に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (4) 商標、意匠等の登録出願を行うことはできないこと。

（承認内容の変更届）

第7条 使用者が、キャラクターの使用承認内容を変更しようとする場合は、あらかじめ新潟県レジ袋削減県民運動使用変更届出書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、第4条第1項及び前条の規定を準用する。

（使用承認の取消）

第8条 知事は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、キャラクターの使用の承認を取り消すものとする。

- (1) 第4条第1項又は第6条の規定に違反していると認めた場合
 - (2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けた場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めた場合
- 2 知事は、前項の規定により使用承認を取り消したときは、使用者に対し新潟県レジ袋削減県民運動使用承認取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- 3 前2項の規定によるキャラクターの使用許可の取消により使用者に生じた損害については、知事はその責めを負わない。
- 4 第1項の規定により使用承認を取り消された者は、当該使用物品等を直ちに廃止しなければならない。

(損害賠償)

第9条 前条第1項に該当する場合等において、これにより県に損害が生じたときは、その損害の賠償を請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前にした使用承認申請、使用承認した行為は、この要綱の規定によってなされたものとみなす。

様式第1（第2条関係）

新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクター使用承認申請書

年 月 日

新潟県知事

申請者 住所
氏名 印

下記のとおり新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクターを使用したいので申請します。

記

使用対象物件	
使用の目的・用途	
使用方法	
担当者	所属 氏名 電話 _____

(注)

企画書、見本等（レイアウト、スケッチ、原稿等）を添付してください。

様式第2（第3条関係）

新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクター使用承認通知書

第 第 号
年 月 日

様

新潟県知事 印

年 月 日付で、申請のありました新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクターの使用については、下記のとおり承認します。

記

使用対象物件	
使用の目的・用途	
使用方法	

- (1) 使用に際しては、新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクター使用取扱要綱の規定を遵守してください。
- (2) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用してください。
- (3) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用してください。
- (4) 提出した申請書に変更が生じた場合は、新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクター使用変更承認申請書を提出してください。
- (4) 商品等の完成後については速やかに知事に提出してください。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状のわかる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができます。

様式第3（第4条関係）

新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクター使用不承認通知書

年 月 日

様

新潟県知事 印

年 月 日付で、使用承認申請のありました新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクターの使用については、下記の理由のとおり承認できません。

記

該当事項	不承認理由
	法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるため。
	特定の政治、思想、宗教の活動に利用、またはそのおそれがあると認められるため。
	不当な利益を得るために使用すると認められるため。
	自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれがあると認められるため。
	県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるため。
	その他知事が使用について不適當であると認められるため。 理由 ()

様式第4（第9条関係）

新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクター使用変更届出書

年 月 日

新潟県知事

申請者 住所
氏名 印

下記のとおり新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクターの使用を変更したいので届け出ます。

記

	変更前	変更後
使用対象物件		
使用の目的・用途		
使用方法		
その他		

（注）

変更内容が確認できる資料等を添付してください。

様式第5（第8条関係）

新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクター使用承認取消通知書

年 月 日

様

新潟県知事 印

年 月 日付、使用承認番号第 号で承認した新潟県レジ袋削減県民運動マスコットキャラクターの使用については、下記の理由のとおり承認を取り消します。

記

該当事項	不承認理由
	法令及び公序良俗に反し、またはそのおそれがあると認められるため。
	特定の政治、思想、宗教の活動に利用、またはそのおそれがあると認められるため。
	不当な利益を得るために使用すると認められるため。
	自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用のおそれがあると認められるため。
	県の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認められるため。
	指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用していないため。
	使用承認を受けた目的及び用途以外に使用しているため。
	商品等の完成後について速やかに知事に提出していないため。
	偽りその他不正の手段により使用承認を受けたと認められるため。
	その他知事が使用について不相当であると認められるため。 理由 ()